

以下1ないし8の書面を本書面と同送しておりますので、ご確認ください。同送されていない書面があった場合、管財人室まで電話（03-3539-2099）にてお問い合わせください。

- 1 破産債権届出書（1枚・片面）
- 2 貴殿の購入状況一覧（クリーム購入代金・漢方相談料）（枚数は債権者様毎に異なります）
注）破産手続開始決定前に山口医院から返金を受けている方は、破産債権届出書の「届出破産債権」の「既返金額」の欄の「債権額」に金額が記載されており、破産債権としては「既返金額」を控除した金額を「債権額」として取り扱うこととしていますのでご確認ください。
- 3 貴殿の購入状況一覧（保険診療自己負担分）（枚数は債権者様毎に異なります）
注）該当がない方（「破産債権届出書」の「保険診療自己負担分相当額賠償請求権」の「債権額」欄が「0円」の方）には同送しておりません。
- 4 破産手続開始通知（破産者山口医院こと山口了三）（1枚・片面）
- 5 破産手続開始通知（破産者漢山株式会社）（1枚・片面）
- 6 返送用宛先（1枚・片面）
- 7 破産債権届出に関する説明書（1枚・両面）
- 8 破産債権届出書の「債権額」欄の考え方（1枚・両面）

以上

破産手続開始通知書

事件番号 平成26年(フ)第6628号(平成26年7月8日申立)
住 所 神奈川県横浜市都筑区中川1丁目5-9

破産者 山口医院こと 山口 了三
(昭和20年1月19日生)

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

- (1) 破産手続開始日時 平成26年7月14日午前9時
- (2) 破産管財人 弁護士岩崎 晃 電話03-3539-2099
山口医院破産管財URL <http://www8.ocn.ne.jp/~ykhasan/9423.html>
- (3) 破産債権届出期間 平成26年12月10日まで
- (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都港区西新橋1丁目19番6号 桔梗備前ビル5階 506号室

山口医院こと山口了三 破産管財人室 弁護士 岩崎 晃 気付
平成26年(フ)第6628号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所
平成26年12月24日午後1時30分 日比谷公会堂

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会及び免責に関する審尋期日も併せて実施します。

- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

3 免責手続

意見申述期間 平成26年12月24日まで(最終提出期限)

意見申述をする場合は、A4判の用紙を使用し、①事件番号、②破産者名、③申述者(債権者)の氏名・住所、④破産者に破産法252条1項に掲げる免責不許可事由(財産の隠匿、詐欺的借入、換金行為、浪費やギャンブル、7年以内の再度の免責など。)に該当する事実があることを具体的に記載した書面を2部、事実を疎明する資料があれば、それらをコピーしたものを2部、最終提出期限必着で郵送してください。

意見申述書の提出先

〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号
東京地方裁判所民事第20部特定管財7係 行

- 4 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせは申立代理人までお願いします。

申立人代理人 弁護士 平沼 高明 電話 03-6809-2101

東京地方裁判所民事第20部特定管財7係 裁判所書記官 伊 與 喜克郎

破産手続開始通知書

事件番号 平成26年(フ)第6627号(平成26年7月8日申立)
本店所在地 神奈川県横浜市都筑区中川1丁目5番9号

破産者 漢山株式会社
代表者代表取締役 山口 了三

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 平成26年7月14日午前9時
 - (2) 破産管財人 弁護士岩崎 晃 電話03-3539-2099
山口医院破産管財URL <http://www8.ocn.ne.jp/~ykhasan/9423.html>
 - (3) 破産債権届出期間 平成26年8月18日まで
 - (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都港区西新橋1丁目19番6号 桔梗備前ビル5階 506号
室
漢山株式会社 破産管財人室
弁護士 岩崎 晃 気付
平成26年(フ)第6627号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所
平成26年12月24日午後1時30分 日比谷公会堂

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

- 3 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせ及び債権についての照会には申立代理人までお願いします。
申立人代理人 弁護士 平沼 高明 電話 03-6809-2101

東京地方裁判所民事第20部特定管財7係 裁判所書記官 伊 與 喜克郎

封筒表書見本

下記見本を切り取って封筒に貼り付けて郵送してください。

なお、見本のように封筒に記載する方法でも結構です。

切手を貼っ
てください

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目19番6号 桔梗備前ビル5階506号室

破産者山口医院こと山口了三及び破産者漢山株式会社

破産管財人室 破産管財人 岩崎 晃 気付

東京地方裁判所平成26年(7)第6627号・第6628号事件

書類受領事務担当 御中

差出人	
住所	
氏名	

平成26年(7)第6627号・第6628号 特定管財7係

* 封筒の大きさは、A4サイズの債権届出書が封入しやすいものとしてください。

平成26年(フ)第6627号・破産者漢山株式会社

平成26年(フ)第6628号・破産者山口医院こと山口了三

破産債権届出に関する説明書

本件においては、破産者漢山株式会社及び破産者山口医院こと山口了三が役割を分担して一体となってステロイド入りクリームを処方、販売したものと認め、両者への債権届出を1通の届出書により行う取扱いといたしましたので、同送した債権届出書用紙1通を管財人宛にご提出いただければ、両破産者に対する届出があったものとして取り扱います。すなわち、破産者漢山株式会社と破産者山口医院こと山口了三それぞれに1通ずつ破産債権届出書を提出する必要はありません。

破産債権の届け出をする方は、下記記入要領をご覧の上、破産債権届出書を《届出期限》までに《届出先》に郵送にてお送りください。《届出期限》までに破産債権届出書をご提出いただけない場合、破産手続に参加できないことがあります。

《届出期限》

平成26年12月10日

《届出先》

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目19番6号 桔梗備前ビル5階506号室

破産者山口医院こと山口了三及び破産者漢山株式会社 破産管財人室

破産管財人 岩崎 晃

東京地方裁判所平成26年(フ)第6627号・第6628号事件書類受領事務担当

注) 破産者漢山株式会社については、平成26年8月18日が届出期限と定められていましたが、上記届出期限までにお届けいただければ破産者漢山株式会社の破産手続において、届出期限後の届出であることを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。

【届出に関する問い合わせ先】

破産者山口医院こと山口了三及び破産者漢山株式会社 破産管財人室

電話03-3539-2099

FAX03-3539-2098

※ホームページ (<http://www8.ocn.ne.jp/~ykhasan/9423.html>) にもご案内を掲載

しておりますので、併せてご覧ください。

記入要領

1 表題部分について

① 必ず、「作成日」を記入してください。

② 右側の「裁判所・破産管財人使用欄」は、破産債権届出書を受領した後、裁判所、破産管財人が記入しますので、記入は不要です。

2 破産債権者の表示について

- ① 印刷された【住所】に誤りがある場合、転居されている場合には、「修正後の住所」欄に正しい住所をご記入下さい。
- ② 【氏名】欄は、山口医院において診療を受けた方（カルテに氏名の記載がある方）の氏名を記載しております。印刷された【氏名】が正しい場合は、【氏名】欄の末尾に押印してください。認め印で結構ですが、配当を受領する時点でも必要となりますので、継続して使用できるものを押印してください。印刷された【氏名】が正しくない場合（特に想定されるのは苗字が変わっている場合、旧字体等を用いるべき場合「例・桜→櫻」です）、「修正後の氏名」欄に正しい氏名を記載して押印してください。なお、【氏名】欄には、未成年の方が記載されている場合もありますが、特に親権者のお名前に変更して届け出る必要はありません。
- ③ 【電話】及び【FAX】を必ずご記入ください。【電話】【FAX】については、今後破産管財人からご連絡を差し上げる際に必要となりますので、特に、【電話】については、できるだけ日中に連絡が取れるものをご記載ください。
- ④ 弁護士等の代理人を選任して届け出る場合には、[代理人]欄に代理人の住所、名前、電話番号、FAX 番号をご記入頂き、代理人の印鑑を押印して下さい。また、必ず委任状も添付して下さい。

3 届出破産債権の表示

- ① 「(1) 届出破産債権の表示」の「債権額」欄に印刷された金額は、破産管財人が破産者作成にかかる資料を基礎に算出したものです（算出方法等については、同送した「破産債権届出書の「債権額」欄の考え方」をご参照ください。）。「債権額」欄に記載された金額どおりの内容で届け出る場合には、上記1①及び2③の記入を行った上で（必要に応じて、住所（2①）、氏名（2②）の変更、選任した代理人（2④）を記入してください）、押印（認め印で結構です）して郵送して下さい。この場合、証拠書類の提出は不要です。
- ② 印刷された「債権額」を変更して破産債権を届け出る場合には、「債権額」欄の数字を二重線で明確に抹消し、「修正する債権額」の欄にご自身が認められるべきと考える債権額を記入し、その内容と原因について、「修正した債権の内容及び原因」欄に記入してください（枠内に収まらない場合は、別紙を用いていただいても結構です。別紙の書式は問いませんが、管理の都合上、A4版の書面を用いていただくと幸いです。）。また、この場合、ご自身が認められるべきと考える債権額の証拠となる資料の写しを提出してください。提出された資料は返還できませんので、必ず「写し」を提出してください。
- ③ 「(2) 訴訟の有無」の欄には、破産者に対して現時点で訴訟を提起している方、「(3) 執行力ある債務名義又は終局判決の有無」の欄には、破産者に対して破産手続開始決定前に勝訴判決を得ている方が、それぞれご記入ください。それ以外の方は記入不要です。

以上

破産債権届出書の「債権額」欄の考え方

債権者の皆様へ

平成 26 年 10 月 24 日

破産者山口医院こと山口了三
及び破産者漢山株式会社
破 産 管 財 人
弁 護 士 岩 崎 晃

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、関係各所に保管されていた資料について、一応の整理が終わりましたので、債権者の皆様に、「破産債権届出書」をお送りする運びとなりました。

必要な資料が破産管財人に引き継がれなかった等の事情があるとはいえ、破産手続開始決定後、破産債権届出書等の書面をお送りすることができず、債権者の皆様に、ご心配、ご不安を抱かせてしまったことにつき、破産管財人としてお詫びを申し上げます。

以下には、お送りした「破産債権届出書」の「届出破産債権の表示」「(1) 届出破産債権」の「債権額」欄に記載した金額に関する当職の考え方をご説明いたします。破産債権届出書の記載、提出方法については、同送した「破産債権届出に関する説明書」に記載しておりますので、併せてご覧ください。

今回、「破産債権届出書」の「債権額」欄にあらかじめ金額を記入したのは、税務署等に提出済みの領収証等の証拠書類の提出を求めないとする事で、債権者の皆様に困難を強いることを回避する目的であり、破産管財人として、債権者の皆様に、「債権額」欄記載の内容を受け入れるよう求める目的ではありません。

したがって、「破産債権届出に関する説明書」の「記入要領」に従って、「債権額」欄記載とは異なる金額を「修正する債権額」欄に記載して、その金額を裏付ける証拠書類の写しを添えて「破産債権届出書」を提出することを妨げるものではありません。

なお、「債権額」欄記載の金額を修正せずに「破産債権届出書」をご提出いただく債権者の方々については、「破産債権届出に関する説明書」の「記入要領」にも記載いたしましたとおり、証拠書類の提出は必要ありません。

敬具

記

1 「クリーム代金相当額賠償請求権」

本件では、山口医院において、ステロイドを含有するNo.1及びNo.2のクリームを、含有しないものとして処方・販売していたことが問題であり、破産管財人としては、その代金相当額について、購入した患者様（必ずしも代金を負担した方ではなく、処方の対象となった患者様を債権者として取り扱います。）が、債権を有しておられると考えております。そこで、No.1及びNo.2のクリームを購入された患者様に対して、当方において算出した同代金相当額を「債権額」欄に記載いたしました。

算出にあたっては、山口医院の受付において記入され、同医院において廃棄せず保管

されていた平成20年7月16日以降の資料から、購入された方と金額を特定いたしました。それぞれの方について特定した内容は、本書面と同送した「貴殿の購入状況一覧」の「クリーム購入代金」欄に記載のとおりです。

患者様の中には、①他のクリーム等の購入代金、②平成20年7月15日以前の購入代金も破産債権として認めるべきではないかのご意見をお持ちの方もおられるかと存じます。しかしながら、①については、ステロイドが含有されていたとの証拠はなく、したがって、患者様に真実ではない事実を伝えて処方したとの証拠もありませんので、現時点では、それらの購入代金を破産債権として認める予定はありません。また、②については、破産管財人が保有する証拠では、どなたがいくら購入されたかを特定することができませんので、現時点では、これを破産債権として認めることはできません。ただし、債権者の方から、これを裏付ける証拠が提出された場合には、その部分を破産債権として認めることもあることを申し添えます。

2 「漢方相談料相当額賠償請求権」「保険診療自己負担分相当額賠償請求権」

ステロイドを含有する旨認定されているNo.1及びNo.2のクリームを購入したときに支払われた漢方相談料相当額、保険診療費の患者様負担部分相当額について、破産管財人としては、患者様が、債権を有しておられると考えております。そこで、当方において算出したそれぞれの相当額を「債権額」欄に記入いたしました。算出にあたっては、(1)と同様の方法を用い(ただし、保険診療の記録については、平成21年1月5日以降しか医院に残っていないため、それ以降の金額となります。)、本書面と同送した「貴殿の購入状況一覧」の「漢方相談料」「保険診療自己負担分」欄に記載のとおり特定いたしました。

3 「交通費等実費相当額賠償請求権」

ステロイドを含有する旨認定されているNo.1及びNo.2のクリームを購入したときに負担された交通費等の実費相当額について、破産管財人としては、患者様が、債権を有しておられると考えております。しかしながら、破産者、破産管財人には、これらを特定する資料がありませんので「0円」と記載しました。これを破産債権として認めるべきと主張される方は、「破産債権届出に関する説明書」の「記入要領」に従って、必要事項を記入し、証拠書類の写しを添付して、「破産債権届出書」をご提出ください。

4 「慰謝料等請求権」

ステロイドを含有する旨認定されているNo.1及びNo.2のクリームを含有しないものとして処方された時点で、正確な情報に基づいて自らの治療方針を決定することを妨げられたことに対する慰謝料をはじめとして、正確な情報がなかったため処方されたステロイド含有のクリームを適切に使用できなかったこと、ステロイド含有であることを知って使用を中止したことなどにより生じた症状等に関連する慰謝料、損害賠償請求権として一律100,000円を「債権額」欄に記入いたしました。本件では、破産管財人において、個々の患者様毎に、破産者が賠償すべき範囲、金額を認定することが困難であるため、敢えて、一律の金額といたしました。

以上